

山口県報

平成18年
7月21日
(金曜日)

目次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
保安林指定の解除 (周防大島町) (森林整備課) 三
公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課) 三
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (三件) (商政課) 三
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 (商政課) 四
開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 五
公安委告示
道路交通法第百八条の四第一項の規定による指定講習機関の指定 五
指定講習機関の変更の届出 六

山口県告示第四百一号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年七月二十一日から同年八月十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び平生町町民課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年七月二十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 三新化学工業株式会社
住 所 柳井市柳井一五〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 三新化学工業株式会社平生工場
所在地 熊毛郡平生町大字平生町五三一番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ($m^3/日$)	工 事 着 手 予 定 日 月 年	工 事 完 成 予 定 日 月 年	使 用 開 始 予 定 日 月 年
三五―イ	一七・二	平成一八、二五	平成一八、一〇	平成一八、一
備考	「三五―イ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十五号の有機コム薬品製造業の用に供する蒸りゆう施設をいう。			
		連 続	間 隔	時 間
		二 四 時 間	一 日 当 た	季 節 的 変 動 の 概 要
				変 動 な し

排水口	排出水の汚染状態の値	
	通常最大	通常最大
水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)
鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燃 ^{りん} 素 (mg/l)
排出水の一日当たりの量 (m ³)		

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

種類	項目	
	通常最大	通常最大
水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)
鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燃 ^{りん} 素 (mg/l)
汚水等の一日当たりの量 (m ³)		

総合排水処理施設	凝集沈殿処理施設	種 類
処理後	処理前	項目
〃	〃	〃
〃	〃	〃
一八〇	九六〇	一、二二七
二二七	一、〇五〇	一、二六〇
三六	〃	四〇
〃	〃	五〇
〃	〃	五〇
〃	〃	一〇〇
二	〃	〃
四	〃	〃
〃	二、〇二〇	一、六八六
〃	二、三三〇	一、八五〇

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間 隔間	一日当たりの 使用時間	概 季節的変動の 要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
凝集沈殿処理施設	鋼板製	二、四〇〇	凝集沈殿	連続	二四時間	変動なし	(既)		
総合排水処理施設	鉄筋コンクリート製・鋼板製	〃	過 ^ろ ・活 ^性 汚 ^泥 ・活 ^性 炭 ^吸 着 [・] 沈 ^殿	〃	〃	〃			

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種類	汚水等の汚染状態の値	
	通常最大	通常最大
水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)
窒素 (mg/l)	燃 ^{りん} 素 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)

三五	六	八、六	七〇〇	一、〇〇〇	一〇	二〇	一〇〇	二〇〇	検出せず	検出せず	二〇	二五
----	---	-----	-----	-------	----	----	-----	-----	------	------	----	----

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 1	排水口	七	八〇	一三六	二七	三六	検出せず	五〇	一〇〇	二	四	一一〇一〇	一一三三〇
-------	-----	---	----	-----	----	----	------	----	-----	---	---	-------	-------

山口県告示第四百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成十八年七月二十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除に係る保安林の所在場所
大島郡周防大島町大字久賀字風なし四三二の五、四三二の六
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
指定理由の消滅



(三八九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年九月十一日までの間、山口県環境生活部県民生生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月二十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日
平成十八年七月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 つくしの会
代表者の氏名 中村 信義
主たる事務所の所在地 山口市秋穂東六〇三一番地一

三 定款に記載された目的
障害児及び障害者に対して、日常生活及び社会参加に関する支援活動を行うとともに、地域社会への啓発活動を行うことにより、障害児及び障害者の自立及び地域福祉の増進に寄与すること。

(三九〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十八年七月二十一日から同年十一月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月二十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 コープ宇部店
所在地 宇部市恩田町二丁目四一九〇の二
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二 有吉 政博
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所又は名称	山口市下小鯖二〇九の二	山口市小郡上郷九〇一の二
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	生活協同組合コープやまぐち	"

- 四 届出年月日
平成十八年七月十一日
- 五 変更年月日
平成十八年六月二十六日

(三九一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十八年七月二十一日から同年十一月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 協同組合美祢ショッピングセンター

所在地 美祢市大嶺町東分二九三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 美祢市大嶺町東分二九三の一 所 代表者の氏名 藤井希八郎

協同組合美祢ショッピングセンター 美祢市大嶺町東分二九三の一

株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正

有限会社フラワーギフト 美祢市大嶺町東分二九二の一 杉本 弘明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	末永 陽佐	藤井希八郎

四 届出年月日

平成十八年七月十一日

五 変更年月日

平成十八年六月十四日

(三九二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十八年七月二十一日から同年十一月二十一日までの間、山口県商工

労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ小野田店

所在地 山陽小野田市日の出二丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二二 所 代表者の氏名 有吉 政博

生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二二

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	山口市下小鯖二〇九〇の一
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	生活協同組合コープやまぐち	山口市小郡上郷九〇一の二二

四 届出年月日

平成十八年七月十一日

五 変更年月日

平成十八年六月二十六日

(三九三) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年七月二十一日から同年十一月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ小野田店

所在地 山陽小野田市日の出二丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名

生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二
ぐち

有吉 政博

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午後八時 午前九時から午後八時まで	午後一〇時 午前九時から午後一〇時三〇分まで

四 届出年月日

平成十八年七月十一日

五 変更年月日

平成十八年七月三十一日

(三九四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年七月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市潮音町一丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市潮音町二丁目五番二号

松本 憲治



山口県公安委員会告示第四十六号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百八条の四第一項の規定により、次のとおり指定講習機関の指定をした。

平成十八年七月二十一日

山口県公安委員会

平成十八年七月二十一日印刷
平成十八年七月二十一日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

株式会社周南自動車センター	指定講習機関の名称	代表者	変更事項	変更内容
			変更後	変更前
		近間純栄		
		近間一義		

平成十八年七月二十一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会告示第四十七号

指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)第四条第一項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更の届出があつた。

名称	代表者の氏名	住所	指定年月日	特定講習の業務を行う事務所地	特定講習の種類
学校法人鴻城義塾	小田 稷亮	山口市小郡下郷二五八の二	平成一八、七、二二	山口市湯田自動車学校	普通免許、普通二輪免許及び普通付免許に係る初心運転者講習
鴻城自動車学園		宇部市大字際波二四二八の一		山口市葵二丁目四番五五号	